

● 論 説

いまさら文革、いまなお文革、いまこそ文革

文化大革命における

政治と法

金野 純

はじめに

プロレタリア文化大革命（以下、文革）は、なぜ発動されたのか。多くの民衆を巻き込みながら、奔流のごとく社会に広がった背景には、人びとのいかなる不満や欲望があったのか。文革は中国にどのような影響を与え、そしてどのような爪痕を残しているのか。

これまで多くの研究者が、これらの問いにさまざまなアプローチから挑んできた。中ソ論争に象徴される国際情勢の緊張や大躍進失敗後の政策調整に直面した毛沢東の社会主義変質への懸念と恐怖、そうした毛による階級闘争の過度の強調、共産党内の権力闘争、共産党の特権化や墮落、

出身血統や職業的立場による社会的差別構造、それに対する民衆の不満や怒り、一九六〇年代半ばの政治過程で生じた末端党組織の動揺と統治の弱体化……等々、多様な視点から文革の原因が説明され、その影響に関しても被害、教訓、成果など多方面での議論が展開してきた¹⁾。

他方、比較的研究の少なかつた論点として、文革期中国における政治と法の問題がある。そもそも指導者間の意見の相違や権力闘争、社会的差別や民衆の不満などは、中国に限らず多くの国々が共有する問題である。にもかかわらず、文革がそのような混乱と暴力を許した根底には、中国が抱える司法制度の脆弱性があった。敵家祺と高皋は『文化大革命十年史』で「文革は人類史上、ある種の奇観を呈した。憲法と法律を隅へ追いやり、一個人の指示にした

がって完全に管理された社会がいかに展開されていくかを、文革の歴史を通して目の当たりにすることができるところである」と指摘する。本来、法的権限を持たない学生や労働者らのグループが、政治家、知識人、教師、さらには「黒五類」（旧地主、旧富農、反革命分子、悪質分子、右派分子）のような人びとを拘束し、人民法廷のごとき批判大会を開催して暴力的に吊るし上げる行為はなぜ許されたのだらうか。この問題を考えるには、当時の中国における政治と法の関係性についての考察を避けて通ることはできない。

このように本質的なテーマにもかかわらず——政治論議における一般的言及は別として——文革が政治と法の関係性からあまり具体的に研究されなかったのは、「司法の独立が保障されない一党独裁国家で法制度の役割が軽いの当たり前」という自明性、すなわちわれわれ自身の先入観に起因するのかもしれない。しかし——たとえば、そのような見方が事実だとしても——そもそもなぜ新しい国家建設の過程でそのような司法環境が醸成されたのか、文革で司法はどのような機能を果たしたのか、八〇年代以降から現在に至る司法制度の構築において文革はいかなる意味を持つているのか、これらの問いを考えることは、歴史的かつアクチュアルな視点から文革を理解するうえで、それなりに重要な意義があるように思われる。

また、われわれが文革における法の機能を考える際、そのアナキーなイメージとは裏腹に、現実の文革においては、中央政府の規定や上級機関からの通達に対するさまざまな解釈によって、権利の抑圧や迫害が合法化されていた側面に留意する必要がある。すなわち暴力的な大衆運動は、現在のわれわれの地点から観察すれば「違法」であるが、当時の政治社会的文脈からみれば「合法」化されていた側面もあった。その点からすれば、中国の司法システム自体が、暴力行為の社会的拡大において主要な装置として機能していたと捉えることも可能である。

さらに一九八〇年代から現在に至る中国の法治の歩みについて考えるうえで、文革という現象は大きな意味を持つている。表1は、文革で失脚・降格した主要な政治局員をリスト化したものである。罪状は政策の路線に関わる極めて曖昧なものであって、むしろ政治的レッテルに近いと言えるかもしれない。国家主席だった劉少奇は十分な医療を受けられないまま虐待を受けて六九年に死亡し、遺体は秘密裏に焼却処理された。政治第一の六〇年代中国において、政治家らがこのような扱いを受けること自体に、法的な立場から疑問を抱く者は少なかったのかもしれない。しかし文革が終焉した後、本稿後半で具体的に検討する「林彪・江青反革命集団」の処分においては、たとえば形式的ではあっても法廷が開かれ、基本的に各被告には弁護人

表1 文革で失脚・降格した政治局員

名前	生年	出身	入党年	罪状
陶 铸	1908	湖南省	1926	資本主義の道を歩む実権派、劉・鄧・陶グループ
鄧小平	1904	四川省	1924	資本主義の道を歩む実権派
劉少奇	1898	湖南省	1921	党内最大の資本主義の道を歩む実権派
李富春	1900	湖南省	1922	二月逆流
陳 雲	1905	江蘇省	1925	右傾
陳 毅	1901	四川省	1923	二月逆流、右派
賀 竜	1896	湖南省	1927	二月逆流
李井泉	1909	江西省	1930	二月逆流、資本主義の道を歩む実権派
譚震林	1902	湖南省	1926	二月逆流
徐向前	1901	山西省	1927	二月逆流
聶榮臻	1899	四川省	1923	二月逆流
ウランフ	1906	内蒙古	1925	民族分裂、独立王国、新内人党、反党叛国集団
薄一波	1908	山西省	1925	修正主義、61人の裏切り者集団
宋任窮	1909	湖南省	1926	資本主義の道を歩む実権派

注：1) 二月逆流とは1967年2月前後に複数の中央指導者らが、会議で文革に対する批判を提起したことを指す。

2) 新内人党とは、かつての内蒙古人民革命党を新たに組織して民族分裂を企んでいるという批判を指す。

3) 61人の裏切り者集団とは、かつて国民党に逮捕された共産党員の偽装転向をあらためて問題視した批判を指す。

出所：陳東林・苗棣・李丹慧主編（徳澄雅彦監訳）『中国文化大革命事典』（中国書店、1997年）、安藤正士・太田勝洪・辻康吾『文化大革命と現代中国』（岩波新書、1986年）、宋任窮『宋任窮回憶録』（北京：解放軍出版社、2007年）を参照して筆者作成。

が付き、その裁判の模様は中国国内で放送された。この裁判に先だって一九八〇年一月から刑法および刑事訴訟法が施行され、劉少奇をはじめとする多くの政敵を政治的レッテルの下に陥れてきた文革推進派は、劉少奇らとは対称的に、法の下で裁かれる運命を迎えたのである。

明らかに文革は、熾烈な政治闘争を生ぎ延びた共産党幹部に法治の重要性を認識させ、中国に司法環境の変化を生みだす起爆剤として作用していた。そしてポスト文革期にはじまった司法制度の構築は今もなお中国共産党の最重要課題の一つとして位置付けられ、政府はさまざまな試行錯誤を重ねている。そこには毛沢東時代から変わった部分もあり、変わらぬ部分もあるが、歴史的に一貫しているのは、共産党の一元的指導と司法の独立性をいかに両立するかという難問である。これはポスト文革期の法制度構築に力を注いだ

彭真（当時、全人代常委法制委员会主任、中央政法委员会書記）も頭を悩ませた問題であり、習近平政権下の現在も答えは出ていない。しかし、一九八〇年代と現在とを比較してみれば、こうした課題に対する共産党のスタンスには大きな変化が生じてきているようにも思われる。この点に関しては結論部分で触れることとしたい。

以上の問題意識を根底に、本稿では、中国の長期的な政治過程と司法——特に、刑事司法——の制度変化のなかに文革を位置付けつつ、つぎのような手順で政治学的な側面から分析をおこなう。第一に、文革のような混乱に直面しながら十分な社会安定化機能を果たせなかった中国の司法制度について、歴史的視角からその背景を分析する。第二に、文革中の政治過程⁴を中心に、種々の暴力や迫害を可能にした政治と司法の関係性について検証する。第三に、ポスト文革期における司法制度の構築過程を分析し、司法環境においていかなる制度変化が起きているかについて検証する。本稿の最後では、以上の分析内容を踏まえつつ、習近平政権下における法治についても歴史的な視点から若干の考察を加えたい。

一 歴史的背景

(一) 司法における公安権力の優位

そもそも毛沢東時代の中国には体系的な刑法が存在しておらず、主に「反革命処罰条例」が取締りの法的根拠となっていた。したがって中国の司法制度を構成する公安、法院、検察のなかで大きな力をもったのが、犯罪者の取締りや排除を担う公安権力であり、公安部が相対的に優位な司法環境が生まれていた。これは現在に至るまで中国の司法制度の成熟を阻むひとつの要素だが、このような環境が生まれた背景には、現代中国がたどった革命と戦争の歴史的経路をみなければならぬ。

中国共産党の公安・警察組織は建国以前の革命時期に誕生した。重要なのは、当時の共産党は革命政党であり、常に外部からの脅威に直面していたため、警察業務の主要な任務はいわゆる反革命分子の排除だったという点である。

一九二〇年代、根拠地を築いた中国共産党は反革命分子を肅清する肅反委員会を組織し、その組織は諜報、捜査、逮捕、裁判、さらには処刑まで一括して実行した。その後、反革命鎮圧のための一時的な組織は政治保衛部として常設組織化され、三年に中華ソヴィエト共和国ができる⁵とそれは国家政治保衛局へと改編された。これは基本的に

ソ連のGPU（国家政治保安部）やNKVD（内務人民委員部）といった公安機関の構造を模倣したものであった。三九年には党の保安組織として社会部が組織され、公安局が根拠地の各政府下に設けられた。延安では、治安科・社会科・司法科・警察・派出所を含む公安局が組織され、このシステムは人民共和国の公安システムの原型となった。最終的には四九年の建国後、全国規模のセキュリティ機関として、公安部が組織されることとなった。

このように歴史を遡ってみれば、共産党政権内部において、司法はそもそも革命の成果を脅かしかねない「敵の排除」を主目的としてデザインされてきたことが理解できる。司法においては公安部門が重視され、中華人民共和国の建国初期においては公安部が法廷と裁判所の管理までおこなっていた。建国後、一九五一年七月までにすべての省で公安分局が創設されているにもかかわらず、裁判所を設けていない地域が多かったことをみても、共産党の司法分野における優先順位が理解できる。

(二) 刑事司法制度の決定的分岐点

——朝鮮戦争の衝撃

革命と戦争が、司法制度の起源において重要な方向付けの作用を果たしたとすれば、一九四九年以降の建国初期において決定的分岐点 *critical juncture* となったのは、冷戦と

朝鮮戦争であった。すでに近年の中国現代史研究で指摘されているように、建国当初の中華人民共和国は初めから社会主義を目指しておらず、政権に関わった諸勢力の間においても社会主義政権の樹立は共通目標とはいえなかった。

したがって刑事司法制度の未来も、現状とは異なる可能性に向けても開かれていた。たしかに共産党が地方の一革命勢力だった時期において、その根拠地における司法は敵の排除を主目的とせざるを得なかったかもしれない。しかし、国民国家建設のプロセスにおいて——「党のための」ではなく——国家や国民のための司法として制度化・専門化される可能性も残されていた。

ところが一九五〇年における朝鮮戦争の勃発は、中国共産党を中心とした政権からそのような選択肢を排除させる結果となった。戦争による政治的緊張、財政的経済的負担の増大、国民党のスパイ活動への恐怖、世間に拡散する「謠言」と社会の動揺……等々、不安定化する社会情勢下で中国の司法機関は国家機関としてのプロフェッショナルリズムよりも、むしろ敵対的な階級に対する「プロレタリア独裁」のための機関としての役割が強化される結果となった。そして公安部は、五〇年から立て続けに発動された反革命鎮圧運動、三反・五反運動、反右派闘争などの種々の大規模な政治運動・粛清において大きな役割を果たしたのである。

朝鮮戦争の後も、台湾海峡危機、中ソ論争、ベトナム戦争などによる対外関係の緊張は続き、国内政治においては党組織の全国的整備によって共産党による中国社会の一元的支配体制は強化されていた。さらに重要な点は、「共産党が大衆を動員し、大衆を指導し、大衆に依拠して取締り活動をおこなう」というキャンペーン型の司法自体が、共産党独裁を正統化するメカニズム——大衆路線——のなかに組み込まれていたという点である。これは共産党が刑事司法を道具化する動因を生みだしている。

こうした状況下、刑事司法における体系的な法整備が遅れるのは当然の帰結だが、中国では建国後もかなりの長期にわたって「反革命処罰条例」（一九五一年）や「汚職処罰条例」（同年）のような条例が類推適用され、刑法や刑事訴訟法の制定は結局一九七九年までなされなかった。小口彦太の研究に依ると五〇年代後半には、(1)警告・過料・拘留、(2)監督労働、(3)労働教養のような行政機関による処罰の範囲が拡大・制度化され、それが公安機関独自の裁量で科されることになったため、制度的に公安権力が強化された。すなわち「検察や法院との対立が予想されるときには、公安は無理に刑事罰にうったえずとも、この手段をもって自由に裁判権を行使」⁷⁾できるような制度的経路が生まれたのである。

(三) 党による公安権力の支配

司法制度内における公安権力の優位に加えて、共産党が公安権力を支配していることも中国の特徴といえる。中国における共産党と公安関係のメカニズムは、一言でまとめれば「統一領導、分級管理、条塊結合、以塊為主」と表現されることが多い。すなわち「統一領導」とは、公安部による統一的な指導を指しており、「分級管理」とは、地方の各級公安機関がそれぞれの地区の公安業務や公安組織を管理することを指している。そして「条塊結合」の条とは公安組織における上下の組織系統を指しており、塊とは地方の各級党委員会、政府の指導を指している。したがって「以塊為主」とは、「公安組織内の上下関係」と「地方の党・政府による指導」においては後者を主とするメカニズムを意味する表現である⁸⁾。

このような共産党と公安機関の関係性が構築されたのにも、やはり歴史的な背景が存在する。中華ソヴィエト共和国において国家政治保衛局が組織されたことはすでに触れたが、当該時期に政治保衛局が強力な権限を有した結果、中華ソヴィエト共和国内では自白のための拷問や具体的な証拠がないなかでの処刑など極端な粛清が展開してしまっ⁹⁾た。そのため一九三五年の遵義會議後、国家政治保衛局は厳しい批判を浴びる結果となり、最終的に解体され

た。M・タナーとE・グリーンの研究は、この国家政治保衛局による肅清が共産党に大きな歴史的・組織的教訓 *Historical-Institutional Lessons* を与えた点を指摘している。

肅清の行き過ぎが生じた背景に「垂直領導」と公安組織の独立性があったと理解された結果、その後は地方の党組織による公安機関への統制が強化される結果となったのである^⑩。このような地方党組織による公安組織の統制は、垂直型指導の旧ソ連や他の社会主義国とは異なっており、これは現在まで続く中国の公安の制度的特徴となっている。

警察権を行使する公安機関がそもそも共産党の指導下にあるため、中国では警察活動が政治の影響を受けやすいメカニズムが構築されていた。そのため特に毛沢東時代の中
国においては、政府が発動するさまざまな政治運動において、公安機関は政治への協力者としての役割を果たすことが多かった。一九六六年の文革初期には、共産党内の文革推進派の一人である謝富治が公安トップにいたことで、公安権力は文革の混乱を前にしてなす術を持たなかった。それどころか、本稿でも後に論じるが、本来は紅衛兵による野放図で暴力的な吊るし上げを取り締まるべき公安組織が、逆に紅衛兵に協力するような事態にまで陥ってしまったのである。

四 キャンペーン型刑事司法——大衆路線

法に対して政治が上位にくるメカニズムは、中国の司法環境に独特のダイナミズムを与えていた。本稿で前述した諸要素を背景に、中国では、大衆動員を伴う政治運動でさまざまな形態の取締り活動をおこない、その運動過程で党・政府が条例、指示、決定などを制定・通達し、それらが取締り活動の法的根拠になるといえる。いわばキャンペーン型刑事司法ともいえるメカニズムが存在した。

そのようなものとして建国以後の主要な運動だけでも、反革命鎮圧運動（一九五〇～五一年）、三反五反運動（五一～五二年）、反右派闘争（五七年）、社会主義教育運動（六二～六六年）などがあり、各運動内で取締り活動がおこなわれた。反革命鎮圧運動では「中華人民共和国懲治反革命条例」が公布され、三反五反運動では「人員の精鋭化と行政の簡素化、増産節約、汚職反対、浪費反対と官僚主義反対の実行に関する決定」、反右派闘争では「あらゆる限りを尽くして右派分子の攻撃へ反撃を準備することに關する指示」、社会主義教育運動では「目下の農村工作のなかの若干の問題に關する中共中央の決定」が通達され、取締りを正当化する根拠となった^⑪。

このようなキャンペーン型刑事司法の展開には、当時の指導者である毛沢東が主張する大衆路線の考え方が強く反

映されていた。毛沢東は社会に発生する種々の争議について「人民内部の矛盾」や「敵味方の矛盾」として捉え、画一的な法で裁くよりむしろ大衆運動のかたちで解決していく方法を好んだ。毛沢東は有名な「人民内部の矛盾を正しく処理する問題について」のなかで以下のように述べる。

われわれが用いたのは大衆的な反革命肅清路線である。大衆的な反革命肅清路線を用いたのだ。この路線にももちろんそれなりの欠点がある。しかし主要な問題点ではやはり比較的良かった……。大衆は経験を得た。大衆は闘争の中で経験を得た。誤りを犯せば、大衆は誤りを犯したという経験も得る。誤りだとわかって、もし正しくやれば、正しくやったという経験を得る。反革命肅清工作でのこれらの欠陥は是正されるだろうとわれわれは願っている。

文革を発動した毛沢東の思想的根源に、こうした大衆路線志向があったのは明らかである。そして社会レベルで見れば——時局的な政治が常に優先され、政治過程が法的規範を創りだしていく——キャンペーン型刑事司法は、本来法的権限を持たない大衆組織が道義的違和感なしに敵対者を拘留、虐待、処罰してしまうような政治環境を提供したのである。

二 文革における法と暴力

(一) 文革の政治過程と暴力

一九六六年五月一六日、「中国共産党中央委員会の通知」(五・一六通知)が採択され、政治局常務委員会の下、新たに中央文化革命小組(文革小組)が設けられた。陳伯達が組長、康生が顧問を務め、毛沢東夫人の江青もメンバー入りした。この五・一六通知で初めて「プロレタリア文化大革命」という表現が使用された。通知は、党内、政府内、軍隊内、および文化領域の各界にいる「ブルジョア階級の代表者」を批判するよう呼びかける内容だった。彭真、羅瑞卿、陸定一、楊尚昆ら一部の共産党幹部らは「反党集団」のレッテルを貼られて失脚した。

「學術權威・ブルジョア階級」の批判運動が高まりを見せるなかで、教育機関では急進的な学生らがグループを組織して造反運動を展開した。いわゆる紅衛兵の誕生である。紅衛兵の活動に対して毛沢東が熱烈な支持を表明したことにより、紅衛兵運動は全国に拡大した。重要な点は、紅衛兵らによる造反運動の多くが彼／彼女ら自身による自立した活動ではなく、上からの政治的な誘導を受けていた点である。ここで一例を挙げてみよう。図1は『中国文化大革命事典』所収の一九六六年八月下旬から九月上旬まで

の北京で紅衛兵の活動によって殺害された人数の統計である。もちろん、これは本稿で後に言及する大興県の虐殺事件を勘案するとかなり数が少ない不完全な統計ではあるが、全体の傾向をみると、中央の政治過程と紅衛兵運動との連動性が浮かび上がってくる。

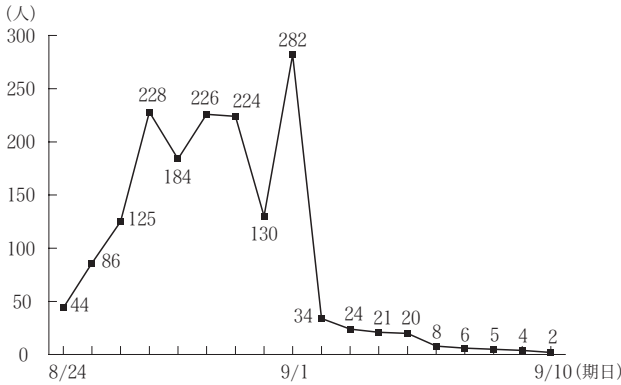


図1 北京市紅衛兵の「四旧打破」中の殺人統計

出所：陳東林ほか主編（徳澄雅彦監訳）『中国文化大革命事典』中国書店、1997年、1066頁。

六六年八月一八日、毛沢東らが天安門で紅衛兵を接見し、「四旧打破」（古い思想・文化・風俗・習慣の打破）を呼びかけると、文革は盛り上がり、犠牲者数が増加している。八月二四日、新華社が北京紅衛兵の四旧打破運動について報道をはじめた結果、運動は全国に広がった。

八月二五日、北京市で紅衛兵の家捜しや家財差し押さえに、住民が包丁を持ち出して反抗した欖杆市事件が発生した。この事件に対応した公安部長の謝富治は、民警に対して紅衛兵に協力するように要求したため、公安機関の「お墨付き」を得た紅衛兵らの暴力によって、被害者数は増加した（このような公安と大衆組織との関係性については次項で検証したい）。

運動が若干の落ち着きを取り戻した八月三一日、毛沢東らは再び一〇〇万人の接見大会を開催して紅衛兵の支持を表明する。これを機に被害者数は増加に転じ、文革始まって以来のピークに達する。しかし、周恩来がこうした状況に対処すべく、九月一日に紅衛兵代表を呼んで座談会を開催、殺人をおこなわないよう要求すると被害者は急激に減少した。

このように図1からは、アナキーに思われる初期紅衛兵運動にあっても、実際には中央政府の誘導によって急進化したり穏健化したりしていたことを読み取ることができ、紅衛兵運動は反逆と忠誠という、相反したベクトルを

同時に抱え込んだ造反運動だった。そもそも紅衛兵らは、体制に反抗しながらも、その頂点に立つ毛沢東へ忠誠を誓っていた。彼らが批判した共産党の古参幹部の多くは毛沢東ら文革推進派によって与えられた「獲物」であり、自らの思想に依って自立した政治批判をおこなうグループは存在はしていたが——少なかった。

(二) 司法の政治への従属

——「独裁の道具」としての司法

中国共産党による公安権力の支配——この弊害が最も残酷に表面化したのが文革期であり、そのなかで主要な役回りを演じたひとり、当時公安部部長を務めていた謝富治だった。一九〇九年湖北省に生まれた謝富治は、三一年の入党後は軍の政治委員などを務めていた。建国後、五六年に党中央委員会委員に選出され、林彪との防衛戦略論争に敗れた羅瑞卿にかわって公安部部長に任命されたのは五九年である。こうした経歴から林彪や文革推進派との強い結びつきを読み取ることができるが、文革開始後は出世を続け、六六年八月には党政治局委員候補に、六九年四月には政治局委員となった。

林彪や江青らとの結びつきが強い謝富治が公安権力のトップに据わることで、文革では、中国の司法環境のなかで最も強い力をもつ公安部部長が、大衆に司法機関への造

反を呼び掛けるという奇妙な構図が生まれた。そのため、八〇年からの「林彪・江青反革命集団」裁判の起訴状のなかで、謝富治は以下のように厳しく非難されている。

全国の公安、検察機関、法院は徹底的に破壊された。謝富治は全国で「公安、検察、法院をたたきつぶす」ことを扇動した。最高人民検察院検察庁張鼎丞、最高人民法院院長楊秀峰らおよび全国の多くの公安、検察、法院幹部、人民警察らが陥れられ、迫害された。康生、謝富治らはまた公安省で「羅瑞卿をはじめとする地下公安部」などのえん罪事件をデッチあげた。公安省では謝富治ともう一人兼任次官を除いて、次官がすべて逮捕、監禁された。次官の徐子榮は迫害によって死亡した。

たしかに文革当時の資料によって謝富治の講話等を検証すると、謝富治にとって司法の独立性と公正さは無価値であり、むしろ有害とすら考えていたように思われる。毛沢東への忠誠を誓う謝富治にとって、司法は政治へ従属するものであった。文革直前の一九六六年四月、謝富治は「一九五〇年九月二七日、毛主席は公安部のひとつの文獻上に評語を書き、非常に鋭く指摘している。「治安維持活動においては特に党の指導を強調しなければならない。また実際に党委が直接指導しなければならぬ。さもなければ危険である」と述べている。

文革において「公安工作とは階級闘争であり、公安機関はプロレタリア独裁の道具である」という点を謝富治はたびたび強調した。「独裁の道具」である公安の長として、謝富治は「独裁の対象」である「敵」については、容赦のない態度を示していた。

われわれの社会の中には、地主・富農・反革命分子・悪質分子・右派分子、そして汚職窃盗分子、投機取引分子、資産階級分子、さらにはさまざまな牛鬼蛇神が存在する。これらはみな毛主席が示した政治「細菌」である。(傍点筆者、以下同様)

謝富治による同様の演説は『文化大革命十年史』でも確認できる。一九六六年八月下旬の北京市公安局拡大会議で謝富治は「国家のものであろうと公安機関のものであろうと、従来の規定というものに束縛されてはならない」「人々が誰かを殴り殺すことに賛成はしない。だが人々が悪人を心底憎んでいるなら、われわれは制止しきれないから、無理やり止めることはない」「警察は紅衛兵の側に立ち、彼らと連携し、友誼を打ち立て、彼らに情報を提供し、五類分子の情報を教えてやらなければならない」と演説し、公安部長の謝富治によるこうした主張は、結果的に文革での黒五類迫害を公安機関が黙認する結果へとつながった。一九六六年八月下旬、北京市の南にある大興県では、地主、富農、反革命分子、悪質分子とされた人びとが数日のうち

に三〇〇人以上も殺される虐殺事件が発生しており、遇羅文は大興県虐殺事件の調査報告のなかで十数の公社で同時に虐殺が発生した組織性、計画性からみて虐殺の指示が公安系統から発せられていた可能性も指摘している。

謝富治は紅衛兵を前にした講話で、しばしば彼らの活動のあるべき方向性を示唆した。

現在、あなた方の学校の文化大革命の主要任務は、偉大な指導者、偉大な領袖、偉大な統帥、偉大な操舵手、毛主席の最高指示のもと、一六条の綱領のうえに団結し、一握りの党内の資本主義の道を歩む実権派を闘争して打ち破り、資産階級の反動學術「權威」を批判し、資産階級とすべての搾取階級の意識形態を批判し、教育を改革し、文芸を改革し、社会主義の経済的基礎の上部構造に適合しないすべてを改革することである。

このような活動は「一闘、二批、三改」といわれ、紅衛兵の活動指針のひとつの柱であった。逆に紅衛兵側の資料をみても、彼らが公安機関との連携を企図していたことは間違いない。たとえば首都紅衛兵糾察隊西城分隊指揮部は「プロレタリア文化大革命を最後までおこなうために、「首都紅衛兵糾察隊」成立を告げる」とした文書のなかで、「われわれは、多くの労働者、農民、兵士たちと各地区の公安機関にわれわれの活動に助力するよう要望する」と明

白に述べているし、彼らが挙げた六大任務の四つ目は「国家公安機関と協力して反革命行動を断固として鎮圧する」とされている。

この糾察隊のような組織は、私設の「労働改造所」や「処刑室」をもっており、彼らに拘束された多くの人びとが司法当局の関与なしに裁かれる運命にあつた。敵家祺・高阜の研究は彼らの活動を（紅衛兵による）「暴力をひとつのピークへと押し上げた⁽²⁾」と批判的に記しているが、林彪は毛沢東と共に臨んだ大規模な紅衛兵接見で「糾察隊」の腕章をつけており、彼らの活動は中央の文革推進派の支持によって可能となつていた。

政治のお墨付きを得たことによる運動急進化の下、一部の紅衛兵は公安機関が保有する住民情報を要求し、場合によっては公安機関を襲撃、進入して必要な資料を奪い取るグループも現れた。国家機関に対する紅衛兵の好き勝手な振る舞いに対し、中央は「プロレタリア文化大革命中における公安機関と大衆の關係の四つの問題に関する中央の指示」のなかで、「最近、いくつかの公安機関の報告では、ある一部の学生と大衆が監獄や矯正労働をおこなう工場や農場へ行って犯人を闘争して厳しく処分したり、機に乗じて派出所を攻撃しており、多くの地方で学生と大衆が公安機関に機密を公表させ、また一部の公安人員は大衆に機密資料を公表している」と指摘し、「われわれは大衆が公安

機関と公安幹部に対して大字報を送り、意見を提起することは歓迎するが、しかし公安機関に進入してはならず、派出所を攻撃してはならない」として抑制しようとしている。しかし前述のように、公安機関のトップである謝富治自身が文革に深く関与しており、「指示」によって紅衛兵の活動にブレーキをかけることは難しかった。

こうしてみれば、一九八〇〜八一年の「林彪・江青反革命集団」裁判で非難されているように、文革期の公安、検察、裁判所の機能不全に対する謝富治の責任は重い。しかし一方で、われわれが考えなければならぬ点は、時局の政治が司法を左右するシステムそのものであり、また当時中央政府が通達した規定自体が文革推進派に法的根拠を与えていたことである。たとえば一九六六年八月二日には総参謀部・総政治部によって「絶対に部隊を動員した革命学生運動の武装鎮圧を許さないことに関する規定」が通達された結果、紅衛兵を厳しく取り締まることが難しくなっていたが、これはシステム全体の問題であり、謝富治を非難して終わる話ではない。

結局、謝富治が文革の終焉に立ち会うことはなく、一九七二年三月に北京で病死した。その際、謝富治には半旗を掲げて哀悼の意を表する国家元首級の榮譽を与えられた。ところが文革が終焉を迎えた七〇年代後半以降になると、謝富治の政治的立場は逆転し、今度は「林彪・江青反革命

集団」裁判において文革の責任を追及されることになったのはすでに述べたとおりである。檢察の起訴状は、謝富治の罪状を以下のように表現している。

六七年七、八月、康生、謝富治、戚本禹らは「劉少奇ひきずり出し最前線」の組織を扇り、中南海を取り囲み、國務院になだれ込ませた。江青は「劉少奇、王光美事件捜査班」を直接、掌握し、また康生、謝富治といっしょになって指揮し、拷問を行い、自白を強要し、偽証をつくりあげて劉少奇、王光美を「裏切り者」「特務」「反革命」として陥れた。

このように、謝富治は主に劉少奇迫害や先に述べた文革期司法制度崩壊の責任を追及された結果、一九八〇年、党から除名された。最高人民檢察院特別檢察庁起訴状では、「林彪・江青反革命集団の主犯林彪、康生、謝富治、葉群、林立果、周宇馳はすでに死亡しており、刑事訴訟法第一一条五項の規定によってもはや刑事責任を追及しない」とされた。しかし、ここには七九年刑法で六〇年代の罪を裁くという刑法の遡及適用の問題が横たわっていた。この点については次節で論じたい。

(三) 暴力の合法化

文革は「中国共産党中央委員会の通知」や「プロレタリア文化大革命に関する通知」に基づいて発動されており、

それらの通知においては「ブルジョア階級の代表者」を攻撃することも、文革のために独自の組織をつくることも、「問題のある」幹部を批判することも、毛沢東思想を革命の行動指針とすることも、すべて認められていた。政府が人びとを動員し、その過程で通達されるさまざまな指示が運動の法的根拠となっていた中国の政治状況において、参加した大衆にとっては文革も「合法的」運動であった。

さらに文革の暴力を正当化したのも、実は中共中央と國務院によって通達された規定——「プロレタリア文化大革命中の公安活動強化についての若干の規定」——であったことには注意しなければならない。²⁵この「規定」の第一条では、殺人や放火に加えて、「外国との内通」や「国家機密の窃取」が反革命と規定された。この規定によって、外国留学の経験者や帰国した華僑らがスパイ扱いされ、迫害された。また、海外との関わりが多かった卓球選手のようなアスリートたちのなかにも、スパイ容疑をかけられて自殺した者も少なくなかった。

第二条では、「偉大な領袖毛主席と彼の親密な戦友林彪同志を攻撃、中傷することは、すべて現行の反革命行為である」と規定された。この規定によって、文革推進派を批判すること自体が反革命的行為とみなされることになった。第三条では、「革命的大衆組織を襲撃し、革命的大衆を殴打、拘留することはすべて違法行為である」と規定さ

れた。これによって中央から革命派として支持された大衆組織の権力が増大し、これは敵対する組織への過酷な弾圧へとつながった。第四条では、階級の良くない「黒五類」が経験交流や革命的大衆組織に参加することが禁止された。文革初期、出身階級の問題がある学生も運動へ参加することが認められた時期もあったが、この規定によって階級差別は法的に強化された。第五条では、文革に乗じて「反動言説をまき散らした」場合、一般的な罪に関しては革命大衆が闘争をおこない、罪が重いものは公安部門と革命大衆が協力して調査することとされた。これは裁きの一部を「革命大衆」へ依拠する行為であり、私的「裁き」の拡大へとつながった。

文革期の大衆組織による司法活動の代替行為は、最終的には私的な裁判所を生みだすまでエスカレートし、野放図で残酷な処刑をもたらす要因となった。その一例として貧下中農最高人民法院を挙げることができる。一九六七年、湖南省道県で地主や富農など出身階級の悪い者やその子弟を中心に四千人以上が殺害される事件が発生した。この事件を詳細に調査した譚合成の研究によると、虐殺で重要な役割を果たしたのが貧下中農最高人民法院だった。この「法院」は以下のようにして死刑判決を下し、多くの人が「合法的」に処刑されていた。²⁶

「布告

反動地主×××、×××、×××を調査したところ、極悪非道、一貫して反動的立場を堅持し、大衆に報復し、改造を拒絶し、仕事に出ても力を尽くさず、殺さなければ庶民の怒りは収まらない。貧下中農最高人民法院は死刑判決を下し、直ちに執行することを決定する！

××大隊貧下中農最高人民法院

院長…×××

副院長…×××

×年×月×日

社会のこうした状況は、周恩来のような中央の政治家も認識していたようである。一九六七年一月、広西から派遣された大衆組織の代表団と人民大会堂で接見した際、周恩来は「命令を下せば人を殺せる」貧下中農最高人民法院が湖南省で組織されていることについて触れ、「主に地主、富農、反革命分子、悪質分子、右派分子が殺され、一部は地主・富農・反革命・悪質分子ではない者や、彼らの子弟、またある者は造反派」も殺されており、「相当な数に及んでいる」ことを指摘している。さらにそうした現象が、広西の桂林軍分区、全州一带に加えて、灌陽県にも広がっていると指摘した上で、貧下中農最高人民法院は「名目は立派で、大衆による専制というが、しかし実際のところ

る貧下中農は全く関わっておらず、少数の人びと、人民武裝部、それとちよつと前に職務から遠ざけられた人が出てきて、彼らはその地方で少数の大衆を招集して命令を下し、こいつは銃殺刑に処すべきだ、あいつはああすべきだと宣布している」として、勝手に法院をつくって処刑をおこなう行為を非難していた。⁽²⁾

(四) 新たな模索——李一哲「社会主義の民主と法制」

これまでみてきたように、文革の暴力は中国の司法制度とかなり深く結びついていた。したがって、一九六八年以降に加速化する党組織の再編や学生の下放によって文革が鎮静化すると、司法面の混乱においても収束への動きが加速化した。七〇年代になると一部の都市では、学生が壁新聞を利用して政治批判をおこなうことも困難になった。ところが、このような秩序の回復、統治の安定化と正規化は、今度は別の法的問題を惹起することとなった。すなわち「人民の主人」である共産党の支配下において、大衆による政治の監督、異議申し立ての経路をいかにして確保するのかという問題である。

一九七四年一月、李一哲（李正天、陳一陽、王希哲）によって書かれた大字報「社会主義の民主と法制」が貼りだされ、各地に大きな衝撃を与えた。文革に積極的に関わった李一哲らにとって、文革とは「憲法に盛られた人民

大衆の言論の自由、出版の自由、集会の自由、結社の自由、さらに憲法に盛られていない経験交流の自由」を一時的にせよ実現させたが、「林彪体系」の確立によって革命は捻じ曲げられ、文革は人民民主主義独裁を実現する任務を達成できなかつた未完の革命だった。

彼らは「プロレタリア独裁の条件の下にあつては、党の一元化指導の下における人民大衆の、走資派および誤つた路線に対して闘争を行う権利はいかに保護されるべきだろうか」と問題提起し、「人民大衆の所有すべきすべての民主的権利を保護しなければならぬことを、明文をもって規定すべきである」と、主張した。

権力は人間を腐敗させやすいものである。一人の人間の地位が変わつた場合、その人間が大多数の人間のために利益を謀るか、それとも少数の人間のために利益を謀るか、ただちに試される。人民に奉仕する精神を持ちつづけることができるかどうかは、本人が努力するほか主として人民大衆が革命的に監督するものである。そして大衆運動こそ一人の革命家が革命精神を持ち続けるための最も豊かな源泉である。

党および国家の各級指導部に対する人民大衆の革命監督の権利はいかに規定されるべきだろうか。またいづれかの幹部（特に中央機関の高級幹部）が広範な人民大衆の信任を失つた場合、人民が「彼らを随時解任

することができる」旨をいかにして明白に規定したらよいだろうか。⁽²⁹⁾

また文革期の社会に吹き荒れた迫害については、「法を執行して法を犯し、でっち上げを行い、私的なたきを公の立場で討ち、私的に事件をつくり上げ、私設監獄を設け、大いに体刑を加え、人命を粗末にする罪悪極まる「先生方」を処罰する条文をはっきりと規定すべきである」と主張した。

李一哲の壁新聞は厳しく林彪を批判しながら、同時に毛沢東の言葉を巧みに引用しつつ、人民による権力者の監督、人民による政治への異議申し立て、違法な暴力的迫害の防止のための明文化した法律の制定を求めるものであり、結果として中国共産党の独裁政治への痛烈な批判を内包していた。彼らのような学生にとって文革は、大衆による共産党政治の監督や憲法で保障された種々の自由を実現する可能性を秘めた革命だった。その文革は一九六八年以降半ば強制的に收拾され、多くの学生が辺境に下放され、七〇年代に入ると毛沢東の後継者として文革を主導した林彪がクーデター未遂事件を起こし、ニクソンの訪中によって米中関係が好転し、中国ではふたたび共産党による一元的支配が強化されつつあった。共産党独裁下における社会の安定化は、皮肉なことに、中国の司法制度の重大な問題を浮かび上がらせる結果となった。文革のような大衆運動

をおこなわないのであれば、一般庶民の政治的異議申し立ての権利はどのようなかたちで保障されるのか。文革は中央の指導者たちに法治の重要性を痛感させたが、同時に末端の社会にも「民主と法制」というテーマを浮かび上がらせていたのである。

三 ポスト文革期における 刑事司法制度の構築

(一) 刑法の制定

文革後、中国の立て直しを図る新しい共産党指導部において、最も切迫した課題となったのが司法制度の構築であり、その中心を担ったのがすでに古希を越えていた彭真だった。建国から中央の第一線で活躍した彭真は、一九六四年に「文化革命五人小組」の組長に就任して学術論争の政治問題化を阻止しようと試みるが、張春橋ら文革推進派との対立が先鋭化して毛沢東の怒りをおかしてしまふ。その結果、六六年の中央政治局拡大会議では「彭（真）・羅（瑞卿）・陸（定一）・楊（尚昆）反党グループ」のリーダーとされ、党内外は一切の職務から罷免された。文革中はたびたび紅衛兵による残酷な吊るしあげに遭い、母や弟も殺されたといわれている。

文革が終焉した後、ふたたび政治の第一線に復帰した彭

真は、一九七九年に全人代常委会の法制委员会主任となり、刑事司法制度の構築に非常な努力を注いだ。その政治活動は自らの文革体験に深く根ざしていた。七九年九月、中共中央党校が発表した「社会主義法制に関するいくつかの問題」と題した講話のなかで、彭真は以下のように指摘している。

社会主義の法制がなければ、社会主義の民主もない。これは林彪、「四人組」がわれわれに与えた教訓が証明している。座っている同志の多くが、このことをかみしめているだろう。国家主席でも捕まえなければ捕まえて、党の副主席、総書記らも吊るし上げたければ吊るし上げる。副委員長、副総理、軍事委員会副主席、国家元帥、党員、団員、幹部、大衆、労働模範、統一戦線の対象も吊るし上げたければ吊るし上げる。勝手に家財を没収し、勝手に捕まえ、勝手に逮捕し、勝手に監禁し、勝手に無実の人に罪をかぶせ、勝手に誹謗し、勝手に不法な拷問をかけ、勝手に人を殺すことができる。ついには毛主席まで殺害しようとしたのではないか。法制がなければ、どこに民主があるのだろうか？ 林彪と「四人組」はわれわれに教訓を与えてくれた。社会主義では法制をおこなわなくてはならない。われわれの法律は未だ完全ではないけれども、しかし法があれば、善人が事をおこなうのによりどころ

となり、悪人が悪事を働けば取り締まり、法によって制裁を加えることができる。公安、検察、法機関以外、どのような人も、どのような部署も人を拘留、逮捕する権力は持たない⁽³⁾。

政権内部で共有される文革の混乱や暴力の記憶が、ポスト文革期の法制構築において推進力として作用していたことが、彭真のこの報告から理解できる。このようにして生まれたのが一九七九年に公布され、八〇年一月に施行された中華人民共和国刑法および刑事訴訟法であり、これらの法律こそが「林彪・江青反革命集団」を裁く法的根拠となった。

「反革命集団」を党内で秘密裏に処理するのではなく、新しい刑法を公布・施行したうえで裁判というかたちで裁いたことは——たとえその裁判自体が政治的ショーであり形式的なものであったとしても——中国の政治と司法の関係性において重要な歴史的意味を持っていた。

表2は主要な判決内容とその後をまとめたものである。これを本稿冒頭に示した表1と比べてみれば、一九六〇年代と八〇年代の政治的「裁き」の違いが理解できるであろう。八〇年代からの刑事司法制度の構築は、政策に対する政治的立場の違いが犯罪とされ、法的権限を持たない組織によって迫害された六〇年代との決別を意味していた。八〇年一月、中共中央はさらに中央政法委員会の成立を決定

表2 「林彪・江青反革命集団」裁判

被告人	年齢	出身	主な前歴	判決	備考
江青	67	山東省	党政治局員	死刑(執行猶予2年) 終身政治権利はく奪	83年無期懲役に減刑、91年自殺
張春橋	63	山東省	党政治局常務委員・ 副首相	死刑(執行猶予2年) 終身政治権利はく奪	83年無期懲役に減刑、05年死去
姚文元	49	浙江省	党政治局員	懲役20年 政治権利はく奪5年	96年釈放
王洪文	46	吉林省	党副主席	無期懲役 終身政治権利はく奪	92年病没
陳伯達	76	福建省	党政治局常務委員	懲役18年 政治権利はく奪5年	88年釈放 89年死去
黄永勝	70	湖北省	党政治局員・ 総参謀長	懲役18年 政治権利はく奪5年	83年死去
呉法憲	65	江西省	党政治局員・ 空軍司令官	懲役17年 政治権利はく奪5年	81年出所 04年死去
李作鵬	66	江西省	党政治局員・ 海軍第1政治委員	懲役17年 政治権利はく奪5年	81年出所 09年死去
邱会作	66	江西省	党政治局員・ 総後勤部部长	懲役16年 政治権利はく奪5年	81年出所 02年死去
江騰蛟	61	湖北省	南京部隊空軍政治委員	懲役18年 政治権利はく奪5年	09年死去

出所：朝日新聞外報部編『中国の四人組裁判 全資料・全分析』（朝日ソノラマ、1981年）、李作鵬『李作鵬回憶録』上・下（香港：北星出版社、2011年）、呉法憲『呉法憲回憶録』上・下（香港：北星出版社、2006年）、陳東林・苗棟・李丹慧主編（徳澄雅彦監訳）『中国文化大革命事典』（中国書店、1997年）、拙著『中国社会と大衆動員——毛沢東時代の政治権力と民衆』（御茶の水書房、2008年）を参照して筆者作成。

し、同じく彭真が書記となった。この中央政法委員会は全国的な政治と法律の問題を研究・処理する党内の部署となり、法制度の構築に極めて重要な役割を果たした。

他方、ポスト文革期の中国が法制度の整備を急ぐなかでおこなわれた「林彪・江青反革命集団」裁判は、中国の司法制度の本質的な問題点も露わにした。そのひとつが「共産党の政策方針」と「公正な法運用」がはたして両立可能かという問題である。たとえば八〇年に施行された刑事訴訟法の第二三条では、事件の当事者や近親者および利害関係を有する者は裁判官や検察官を務めることを避けなければならないとされているが、検察の黄火青（最高人民検察院検察長）や裁判長の江華（最高人民法院院長）は文革の被害者である。この当時、共産党はすでに文革が「災難」であったという認識を示しており、裁判もこうした党の方針

に沿っておこなわれていた。

もうひとつの問題は、一九七九年の刑法を過去に遡及して適用している点である。独裁政権が新しく制定した法律で過去の罪を裁く行為自体、法律が権力者による迫害の道具として利用される危険性を孕んでいた。実はこうした手法は文革でも康生らによってよく利用されたテクニクであり、国共内戦や日中戦争の時代にまで遡って過去の経歴を調査し、スパイや裏切り者のようなレッテルで多くの政治家が批判されていたのである。そもそも一九八〇年と六〇年代では法的環境が異なっていた。

たとえば八〇年一月五日の法廷では六七年七月に当時国家主席だった劉少奇の自宅捜査や迫害に対する江青、康生、陳伯達の責任が追及された。それに対して江青は大会の開催、自宅捜査を決定したことは認めしたが、「合法的であり、犯罪ではない」と断言している。本稿でたびたび指摘したように、中国では政治過程で中央政府がさまざまな規定や決定を通達し、それが政治運動の法源となるのが一般的だった。文化大革命でもやはり「中国共産党中央委員会の通知」や「プロレタリア文化大革命に関する通知」が通達されており、当時の政治状況においては、文革を推し進めることは合法的行為だった。

そうした中国の司法環境を考慮したとき、「六六年に党中央が制定した『一六条』（党中央委のプロレタリア文化

大革命についての決定）は四つの古いもの（旧思想、旧文化、旧風俗、旧習慣）を打ち破ることを認めており、四つの古いものを打ち破る以上、当然自宅捜査しなければならぬ。これは革命的行為だ」「私は、ずっと毛主席の指示に従って仕事をしてきた。毛主席の革命路線を実行してきた。毛主席をはじめとする党中央の決議と指示に従ってやったまでだ」という江青の弁を、戯言として無視することはできないのである。政策が法に優先する中国司法の歴史的問題点を赤裸々に示したのが江青の裁判だった。

(二) 毛沢東時代の遺構——綜合治理

文革後、中国では司法制度の再構築がおこなわれた。一九九七年に改正された刑法では「反革命」の文言がなくなり、二〇一三年には——少なくとも表面的には——労働教養制度も廃止された。中国の司法環境は大きく変化しているものの、毛沢東時代の遺構もある。法制度内における公安部の優位や党による司法への介入などの制度的特徴はもろろんであるが、毛沢東時代からの長期的な経路依存の産物として今も継続しているのが「綜合治理」といわれる政治手法である。綜合治理とは、幅広い人びとの協力の下、政治、経済、行政、法律、文化教育などの多様な手段を総合的に利用して社会治安を改善し、社会の安定を実現しようとする考え方である。この考え方においては、法律

もまた共産党の政治手段のひとつとして位置付けられている。

一九八〇年代、急激な犯罪増加に頭を悩ませていた中国共産党は、「厳打」と呼ばれる大衆動員型の取締り活動をおこなったが、警察組織を通じた専門的捜査ではなく工場、学校、さらには家庭も動員したキャンペーン方式が採用されている点、また政府、裁判所、検察、警察などの政治・司法組織が、一致協力して治安回復にあたろうとしている点に、毛沢東時代のキャンペーン型刑事司法の消し難い影響と司法の独立が困難な中国的特質が透けてみえる。八三年当時、公安部部長だった劉復は全国人民代表大会常務委員会で次のように述べる。

総合治理は多くの内容を包括している。専制の手段であり、法律の手段であり、行政の手段であり、教育、感化の手段などである。法に依拠して重く速く深刻な刑事犯罪犯を処罰するのは、総合治理の主要なひとつである。特に、刑事犯罪活動がひどい時期において、刑事犯罪分子を厳格に打撃せず、十分に専制の脅しを發揮できなければ、説得教育やその他の措置もまたあべき作用を發揮できなくなってしまう。

このような大衆動員型の取締りはポスト文革期に深刻化した犯罪への対応として鄧小平時代に導入されたが、場合によっては発生から処刑までわずか五日間という事例もあ

るほど苛烈な取締りは文革期を想起させるものだった。また共産党によって「白状すれば寛大に、抵抗すればより厳しく」「功績を挙げれば罪を減じ、大きな功績を挙げれば奨励を受ける」といった——「三反・五反運動」のような——毛沢東時代の動員形式の取締りに酷似した基準が示され、一九七九年に制定された刑法や刑事訴訟法、人民法院組織法、人民検察院組織法といった法は十分に機能しなかった。文革が終焉した後の一九七九年、彭真らによって「検察院における独立した検察権の行使、人民法院の独立した裁判権の行使」が模索された時期もあったが、八〇年代から現在に至る状況は中国における司法権独立の難しさを示しているように思われる。

おわりに

文革を政治と法の観点から振り返ってみたとき、司法の政治への従属、公安権力の相対的優位、そして——政治過程に対応して生み出される条例、指示、決定が法源となる——キャンペーン型刑事司法といった中国の司法的諸特徴が、迫害や暴力を生み出す機能を果たしていたことが理解できる。正確に言えば、文革の悲劇はよく指摘されるような「法の存在の欠如」から生みだされたものではない。むしろその悲劇は、迫害や暴力の法的正当化が容易な司法環

境そのものの産物であり、その司法環境は革命根拠地の時期からの経路依存性を有していたのである。

そして文革の悲劇は、身をもってそれを体験した彭真のような共産党幹部に対して新たな法制度構築に向けた動機と情熱を与えていた。一九六〇年代の裁き(表1)と八〇年代の裁判(表2)との違いは、共産党の法治に対する姿勢の変化を端的に表している。しかしこうした変化の一方で、確かに反革命の文言削除や労働教養制度の廃止などの変化はあるにしても、総合治理のような治安維持戦略のなかには毛沢東時代の残滓が今なお存在していることが確認できるし、また八〇年代以降の敲打をみても分かるように司法権の独立は現実的にも理念的にも実現していないのも事実である。

習近平政権が掲げる「四つの全面」³⁶のひとつが「全面的な法に基づく国家統治」であるように、現在も法制度の構築は中国共産党の重要課題でありつづけている。だが「政策は法律の魂」とも表現される司法の政治への従属は克服されるどころか、むしろ近年強化されているようにも思われる。習近平が法治によって「権力を制度のかごのなかに閉じ込める」と述べたことは知られているが、それは必ずしも政治権力が法に従属することを意味しているわけではないようである。二〇一四年一月の中央政法工作会議で習近平は「党の政策」と「国家の法律」の関係について以下

のように述べている。

党の政策と国家の法律の関係を正確に処理しなければならぬ。われわれ党の政策と国家の法律はすべて人民の根本的意志の反映であり、本質的には一致しているものである。党の政策は国家の法律の先導と導きであり、立法の根拠と、法執行の重要な導きである(中略)法律によって党の政策の有効な実施を保障し、党が全体を総攬することを確実に保障し、各方面の指導中核的役割を調整する。³⁷

このように共産党が法を超越した存在である以上、その汚職や腐敗にブレーキをかけられるのは共産党以外にあり得ない。習近平が「全面的な厳しい党内統治」を掲げているのは中国における党―法関係の帰結である。したがって、彼が中央規律検査委員会を通しておこなう厳しい反腐敗闘争は、確かに政敵の排除といった側面もあるものの、それを単なる権力闘争に矮小化して捉えることは中国政治の行方を見誤る危険がある。むしろ現在の反腐敗闘争は、前記のような中国の司法制度に内在する構造的欠陥への政治的対応であり、厳しい腐敗防止策は今後も長期にわたって継続せざるを得ないと思われる。

他方、習近平政権下でおこなわれている規律検査部門に過度に依存した闘争には、汚職や腐敗の取締りが政治的肅清へと容易に転化する危険性を秘めていることも確かであ

る。かつて彭真らが一九七九年に人民検察院組織法をまとめた際には、国家機関において刑事責任が追及される案件は検察院が処理し、一般的な党紀違反などについては党の規律検査や政府の監察部門が処理することが構想されていた^④。しかし規律検査部門の権力が増大している現状においては、刑事責任が追及されるような案件でも検察ではなく規律検査委員会が処理するケースが多くみられる。超法規的な権限を持つ規律検査部門による処理案件の増大はその監督者に絶対的な権力を握らせる危険性を生み、同時に党員を委縮させて共産党組織の柔軟性を奪い、結果として社会の自由も制限されていく危険性もあろう。

中国の司法環境の内部には「法によって政治権力の濫用を防止しようとする力」と「法を利用して政治権力を強化しようとする力」というふたつの異なる方向性が共存し複雑に絡み合っている。前者の例としてすでに触れた反革命の文言削除や労働教養制度の廃止、加えて公民が行政機関やその職員を訴えることを認めた行政訴訟法（一九八九年公布）なども挙げられよう。後者の例としては一九九七年に改正された刑法「その他の規定」にある国家政權転覆扇動罪（第一〇五条）に加えて、近年の国家安全法や反テロ法などがある^⑤。そして最近の政治動向をみると、後者の力が以前にも増して強力になっているような印象を受ける。習近平政權下において、多くの弁護士や人権活動家らが国

家政權転覆扇動罪で有罪判決を受けたのは記憶に新しい^④。ノーベル平和賞を受賞した劉曉波も同様に家政權転覆扇動罪によって刑事責任を追及され、二〇一七年にその死亡が伝えられた。こうした現実には、自らの政治モデルに自信を深めつつある中国の今を映しだす鏡といえるのかもしれない。おそらく今後の中国では欧米的な法理念とは一線を画したかたちで、一党独裁と法治の融合がより一層急速に進展するであろうし、発展途上国の権威主義的国家群にとって——欧米の民主主義とは異なる——魅力的なモデルを提供することになるかもしれない。文革の悲劇を背景に、七〇年代後半から欧米の法理念の影響も受けながら中国で展開してきた司法制度の構築は、現在、新たな局面を迎えているのである。

注

〈一〉 たんぐべん³⁴ Roderick MacFarquhar and Michael Schoenhals, *Mao's Last Revolution* (Cambridge: The Belknap Press of Harvard University Press, 2006), Elizabeth J. Perry and Li Xin, *Proletarian Power: Shanghai in the Cultural Revolution* (Boulder, Colorado: Westview Press, 1997), Stanley Rosen, *Red Guard Factionalism and the Cultural Revolution in Guangzhou (Canton)* (Boulder, Colorado: Westview Press, 1982) 中嶋嶺雄『北京烈烈——文化大革命とは何であったか』（講談社学術文

- 庫(二〇〇二年)、加々美光行編『現代中国のゆくえ——文化大革命の省察』(アジア経済研究所、一九八五年)、嚴家祺・高皋『文化大革命十年史』上・中・下(辻康吾監訳、岩波書店、二〇〇二年)、拙著『中国社会と大衆動員——毛沢東時代の政治権力と民衆』(御茶の水書房、二〇〇八年)など。
- 〈2〉 嚴家祺・高皋、前掲書(上)、日本語版序文iv頁。
- 〈3〉 本稿第一節の歴史的背景については、より詳しく論じたものとして拙稿「現代中国の刑事司法制度と『嚴打』」(『東亜』二〇一六年一月号、九六一—〇六頁)を参照。
- 〈4〉 第一項の文革の政治過程については、拙著、前掲書、二五一—二五二頁を参照。
- 〈5〉 Xuezhong Guo, *China's Security State: Philosophy, Evolution, and Politics*, New York: Cambridge University Press, 2012, pp. 25-71.
- 〈6〉 久保亨『社会主義への挑戦 一九四五—一九七一：シリーズ中国現代史④』岩波新書、二〇一一年、四四頁。
- 〈7〉 小口彦太『現代中国の裁判と法』成文堂、二〇〇三年、一三三頁。
- 〈8〉 公安部政治部人事局編著『公安人事管理(政法機関内部発行)』北京：群衆出版社、一九九七年、七一—七二頁。
- 〈9〉 Xuezhong Guo, op. cit., pp. 25-71.
- 〈10〉 Murray Scot Tanner and Eric Green, "Principals and Secret Agents: Central versus Local Control Over Policing and Obstacles to "Rule of Law" in China," in Donald C. Clarke, ed.,

China's Legal System: New Developments, New Challenges, New York: Cambridge University Press, 2008, pp. 96-97.

- 〈11〉 拙著、前掲書。
- 〈12〉 毛沢東「人民内部の矛盾を正しく処理する問題について(講話原稿)」(一九五七年二月二七日)『毛沢東の秘められた講話』上、岩波書店、一九九二年、七〇頁。
- 〈13〉 拙著、前掲書、二六六頁。
- 〈14〉 朝日新聞外報部編『中国の四人組裁判——全資料・全分析』朝日ソノラマ、一九八一年、八五頁。
- 〈15〉 謝富治「謝富治在中央(羅瑞卿) 工作小組専門會議上の書面批判発言」(一九六六年四月)宋永毅主編『中国文化大革命文庫 第二版(データベース版)』香港中文大学中国研究服務中心、二〇〇六年。
- 〈16〉 同右。
- 〈17〉 遇羅文「文革時期北京大興臬大屠殺調査」(二〇一〇年十一月二七日)『愛思想』<http://www.aixiang.com/data/43114.html>(最終閲覧日：二〇一七年五月二八日)。
- 〈18〉 謝富治「謝富治接見北京政法學院紅衛兵的講話」(一九六六年九月一三日)宋永毅主編、前掲データベース。
- 〈19〉 首都紅衛兵糾察隊西城分隊指揮部「首都紅衛兵糾察隊(西城分隊)宣告成立」(一九六六年八月二五日)宋永毅主編、前掲データベース。
- 〈20〉 首都紅衛兵糾察隊西城分隊指揮部「首都紅衛兵糾察隊隊員六大任務」(一九六六年八月二五日)宋永毅主編、前掲データベース。

- 〔21〕 嚴家祺・高皋、前掲書、一二三頁。
- 〔22〕 中共中央「關於無產階級文化大革命中公安機關和群眾關係的四個問題的中央批示」（一九六六年九月三日）宋永毅主編、前掲データベース。
- 〔23〕 「總參謀部、總政治部關於絕對不許動用部隊武裝鎮壓革命學生運動的規定」（一九六六年八月二一日）宋永毅主編、前掲データベース。
- 〔24〕 朝日新聞外報部編、前掲書、七二頁。
- 〔25〕 中共中央・國務院「關於在無產階級文化大革命中加強公安工作的若干規定」（一九六七年一月一三日）『文化大革命』研究資料』上冊、北京・中國人民解放軍・國防大學黨史黨建政工教研室、一九八八年、二四七頁。
- 〔26〕 譚合成『血的神話——公元一九六七年湖南省文革大屠殺紀實』香港・天行健出版社、二〇一〇年、三〇頁。
- 〔27〕 周恩來「周恩來第八次接見広西兩派赴京代表團的講話」（一九六七年一月一九日）宋永毅主編、前掲データベース。
- 〔28〕 チイ・ハオ、ルネ・ビエネ編『李一哲の大字報』山田侑平、小林幹夫訳、日中出版、一九七七年、九五頁。なお原文は、宋永毅・孫大進『文化大革命和它的異端思潮』香港・田園書屋、一九九七年、四五—四九三頁を参照。
- 〔29〕 同右書、一一七—一一八頁。
- 〔30〕 同右書、一一八—一九頁。
- 〔31〕 『彭真伝』編写組編『彭真年譜』第五卷、北京・中央文獻出版社、二〇一二年、三二頁。

- 〔32〕 朝日新聞外報部編、前掲書、一三、一一八頁。
- 〔33〕 「搞好綜合治理的首要措施依法 從思從快懲處嚴重刑事犯」『人民日報』一九八三年八月二六日。
- 〔34〕 坂口一成『現代中國刑事裁判論——裁判をめぐる政治と法』北海道大學出版會、二〇〇九年、二四一頁。
- 〔35〕 『彭真伝』編写組編、前掲書、三四頁。
- 〔36〕 小康社會の全面的完成、改革の全面的深化、全面的な法に基づく國家統治、全面的な厳しい党内統治を指す。
- 〔37〕 佟麗華『一八大以來的法治變革』北京・人民出版社、二〇一五年、二三頁。
- 〔38〕 『彭真伝』編写組編、前掲書、一三三頁。
- 〔39〕 「中華人民共和國刑法」中國法律年鑑編集部『中國法律年鑑（一九九八）』中國法律年鑑社、一九九八年、二一三頁。「國家政權の転覆、社會主義制度の打倒を組織、画策、實施した首謀者又は罪の重いは無期懲役又は一〇年以上の懲役に処する。積極的に参加した者は三年以上一〇年以下の懲役に処する。その他の参加者は三年以下の懲役、拘留、管制又は政治權利の剥奪に処する。流言蜚語、誹謗又はその他の方法で國家政權を転覆し、社會主義制度を打倒するのを扇動した者は、五年以下の懲役、拘留、管制又は政治權利の剥奪に処する。首謀者又は罪の重いは五年以上の懲役に処する」とある。
- 〔40〕 阿古智子「習近平政權下の國家安全戰略——突発公共事件とインターネット世論への対応を中心に」『東亜』二〇一七年一月号、三八—三九頁。